

(保険給付の申請に必要な文書等の交付)

第二百六十一条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる文書等を利用者に対し交付しなければならない。

- 一 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称を記載した文書
- 二 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- 三 領収書
- 四 当該指定特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該指定特定介護予防福祉用具の概要を記載した文書

(記録の整備)

第二百六十二条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間(第三号及び第四号に掲げる記録にあつては、二年間)保存しなければならない。
 - 一 第二百五十九条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - 二 次条において準用する第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録
 - 三 次条において準用する第三十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録
 - 四 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録
 - 五 特定介護予防福祉用具販売計画

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、第一項の諸記録のうち介護予防福祉用具購入費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第二百六十三条 第九条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十四条、第三十条、第三十二条から第三十八条まで、第五十四条、第百三条第一項及び第二項、第二百四十二条から第二百四十五条まで並びに第二百四十七条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二百四十三条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第百三条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百四十二条第四号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百四十四条中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、第二百四十五条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針)

第二百六十四条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、特定介護予防福祉用具販売の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百六十五条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、第二百五十五条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、利用者に目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る当該利用者の同意を得ること。
- 二 指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項の特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- 三 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- 四 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を当該利用者に交付し、十分に説明した上で、必要に応じて当該利用者実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- 五 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合は、当該介護予防サービス計画に当該特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第二百六十六条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を定めた計画（以下「特定介護予防福祉用具販売計画」

という。)を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

第十四章 雑則

(規則への委任)

第二百六十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 指定居宅サービス等基準条例附則第二条の規定の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第百三十三条第六項第一号イ及びロ、第二号本文並びに第七項の規定は適用しない。

第三条 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 食堂は、内のりによる測定で、療養病床における入院患者一人当たり一平方メートル以上の広さを有すること。
- 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するために適したものとすること。

第四条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。

第五条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の規定の適用を

受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内のりによる測定で、入院患者一人当たり六・四平方メートル以上としなければならない。

第六条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内のりによる測定で四十平方メートル以上の床面積を有するほか、機能訓練を行うために必要な器械及び器具を備えなければならない。

第七条 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 食堂は、内のりによる測定で、療養病床における入院患者一人当たり一平方メートル以上の広さを有すること。
- 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するために適したものとすること。

第八条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。

第九条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内のりによる測定で、入院患者一人当たり六・四平方メートル以上としなければならない。

第十条 指定居宅サービス等基準条例附則第七条の規定の適用を受けているものについては、第二百六条第三項の規定にかかわらず、食堂及び浴室を設けないことができるものとする。

第十一条 平成十八年四月一日において現に存する指定特定施設であつて、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われる事業所にあつては、第二百六条第四項第一号イ及び第二百三十条第四項第一号イの規定は適用しない。

第十二条 平成十八年四月一日において現に存する養護老人ホーム（建築中のものを含む。）については、第二百三十条第四項第一号イの規定は適用しない。

第十三条 平成二十三年九月一日において指定介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）第七条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等旧基準」という。）第六十七條第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であるものについては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、指定介護予防サービス等旧基準第九章第七節の例によることができる。

2 平成二十三年九月一日において指定介護予防短期入所療養介護の事業を行っている事業所であつて、指定介護予防サービス等旧基準第二百十八條第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所であるものについては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、指定介護予防サービス等旧基準第十章第七節の例によることができる。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十六号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 人員に関する基準（第五条）
- 第三章 設備に関する基準（第六条）
- 第四章 運営に関する基準（第七条―第四十三条）
- 第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
 - 第一節 この章の趣旨及び基本方針（第四十四条・第四十五条）
 - 第二節 設備に関する基準（第四十六条）
 - 第三節 運営に関する基準（第四十七条―第五十五条）
- 第六章 雑則（第五十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十六條第一項（法第八十六條の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第八十八條第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（基本方針）

第三条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を

念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立つて指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入所定員の数）

第四条 法第八十六条第二項（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める数は、三十人以上とする。

第二章 人員に関する基準

第五条 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すことに一以上
- 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。） 次のとおりとすること。
 - イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上とすること。
 - ロ 看護職員 次のとおりとすること。
 - (1) 入所者の数が三十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、一以上
 - (2) 入所者の数が三十を超えて五十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、二以上
 - (3) 入所者の数が五十を超えて百三十を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、三以上
 - (4) 入所者の数が百三十を超える指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、三に入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

四 栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上

六 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

3 第一項の常勤換算方法とは、当該従業者のそれぞれの延べ勤務時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

8 第一項第五号の機能訓練指導員は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

9 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

10 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、当該指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

第三章 設備に関する基準

第六条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室 次のとおりとすること。

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は二人とし、指定介護老人福祉施設の整備の状況その他地域の実情を勘案して知事が別に定める条件を満たす場合は四人以下とすることができる。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ハ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

三 浴室 要介護者が入浴するために適したものとすること。

四 洗面設備 次のとおりとすること。

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 要介護者が使用するために適したものとすること。

五 便所 次のとおりとすること。

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するために適したものとすること。

六 医務室 次のとおりとすること。

イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

七 食堂及び機能訓練室 次のとおりとすること。

イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員の数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

ロ 必要な備品を備えること。

八 廊下 幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

九 その他の設備 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第四章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第七条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、当該提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の規則

で定める方法により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(サービス提供拒否の禁止)

第八条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第九条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、速やかに、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十一条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていないときは、当該入所申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

第十二条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員の数から入所者の数を差し引いた数を超えている場合は、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その

者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービス提供の記録)

第十三条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所する介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第十四条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護福祉施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 居住に要する費用
- 三 当該入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 当該入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、当該入所者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 指定介護老人福祉施設は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明し、当該入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十五条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対し交付しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第十六条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第十七条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援す

- る観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて当該入所者が現に抱える問題点を明らかにし、当該入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、当該入所者及びその家族に対し面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び当該入所者についてのアセスメントの結果に基づき、当該入所者の家族の希望を勘案して、当該入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対し説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を当該入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画の実施状況の把握（当該入所者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、当該入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによらなければならない。
- 一 定期的に入所者に面接すること。
 - 二 定期的モニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - 二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第十八条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えるなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、褥瘡^{じょそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の介護を適切に行わなければならない。

7 指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第十九条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^{しゅ}を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者ができる限り離床して食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第二十条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの者に対し必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第二十一条 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第二十二條 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第二十三條 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第二十四條 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第二十五條 指定介護老人福祉施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理)

第二十六條 指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第二十七條 指定介護老人福祉施設の管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設の管理者は、従業者はこの章(この条を除く。)の規定を遵守させるために必要な指揮又は命令をするものとする。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第二十八條 計画担当介護支援専門員は、第十七条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を担当するものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。

三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

(運営規程)

第二十九条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第三十五条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三十条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者により指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十一条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超過して入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十二条 指定介護老人福祉施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、周辺の地域の環境及び入所者の特性等を踏まえ、入所者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに入所者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に従業者、入所者等に周知しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。